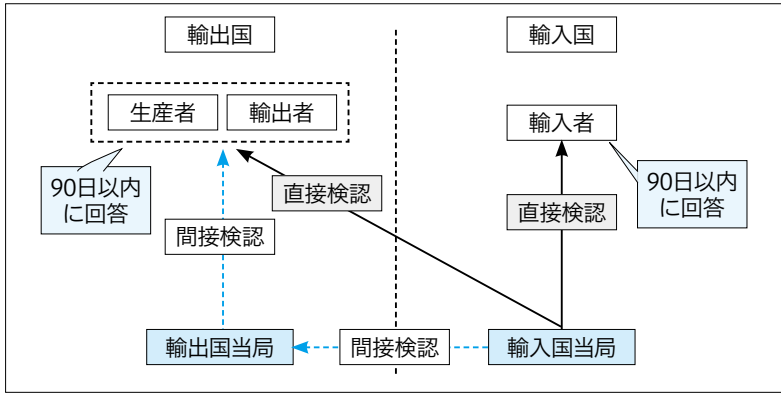


(図表11) 間接検認・直接検認の関係



のRCEPが初めての協定になる。  
 なお、第三者証明制度はRCEP発効時から利用可能であるが、自己証明方式に関しては利用可能開始時期が各締約国により異なるため、注意が必要である。なお、日本については、輸入者による自己申告および自己申告が導入されている輸出国における輸出者による自己申告は、発効と同時に受入れ可能とされている。

(5) 原産性の確認手続

協定による優遇税率を適用して貨物を輸入しようとする際、一般的に申告内容および通関書類について大きな問題がなければ、輸入国での輸入通関時においては審査等に時間を要することなく輸入が許可される。そのうえで、輸入許可後、事後的に、輸入国側の当局は輸入者、輸出者(生産者含む)、発給機関または輸出国の税関に対して、書面や訪問によって原産性の確認を行うことが認められている。具体的には、輸入貨

物が本当に原産地規則を充足した原産品であったか、原産性に関する根拠資料が適切に保管されているかといった点について、輸出者、生産者、あるいは輸入者に対して調査を行うことがある。したがって、RCEP含むFTA/EPAを適用して輸入を行う場合には、このような検認を受ける可能性を踏まえて貨物の原産品であることを確認した際の判定資料、根拠資料を適切に保存し、求めがあった際にはただちに提示ができる体制を整えておく必要がある。

RCEPにおいては、輸入国の当局が貨物の輸入者または輸出者・生産者に原産性を確認する「直接検認」の方式と、輸出国の当局を介して製品の原産性を確認する「間接検認」の方式のいずれも認められている(図表11参照)。  
 そのため、原産性を判定する輸出者・生産者が原産性に係る情報や資料を整備しておく必要があるのはもちろんのこと、輸入者に問い合わせが来た場合にタイムリーに回答ができるような体制づくりをしておく必要がある。

第2章  
 日本への拠点回帰に向けた活用を  
 RCEPがもたらす  
 ビジネス環境の変化

(この章のエッセンス)

- VUCA対応と中国一極集中による国境を越えたオフショア体制の変化に適應する必要がある。
- RCEPは、Withコロナを契機

としたビジネス環境の潮目となる。  
 ● RCEP活用を念頭に日本への拠点回帰というシナリオを検討する。

Withコロナ時代の  
 ビジネス環境

Withコロナのビジネス環境は、それ以前とは大きく変わった。